

- 本検討会においては、改正後の旅館業法第3条の5第2項(研修の努力義務)、第4条の2(宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め)及び第5条(宿泊拒否事由)等に関して、(1)政省令及び(2)指針の内容を検討いただきたい。
- 旅館・ホテルの現場でどのような対応が求められるか等が分かりやすくなるよう、指針において、改正後の旅館業法の規定や、政省令の内容も含めて記載することを想定。指針の記載項目のイメージは、以下としてはどうか。

<指針の記載項目のイメージ案>

1 宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め

- ① 特定感染症の定義
- ② 協力の求めの対象者
※ 政省令の内容(医師の診断の結果の報告等を求める対象者、特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして、特定感染症の患者等から除かれる者)を含む。
- ③ 協力の求めの内容
※ 政省令の内容(特定感染症の症状を呈している者等に求める報告の内容や方法、宿泊者に求める感染防止対策への協力の内容、特定感染症の症状を呈している者及び特定感染症の患者等以外の者に求める報告の内容)を含む。
- ④ 協力の求めができる期間(特定感染症国内発生期間)
※ 政令の内容(特定感染症国内発生期間について、特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症、当該感染症の特定感染症国内発生期間)を含む。
- ⑤ 協力の求めに正当な理由なく応じない場合 等

2 宿泊拒否事由

- ① 特定感染症の患者等であるとき
- ② 実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき
※ 省令の内容(宿泊拒否事由に係る営業者への要求の内容)を含む。
- ③ 宿泊拒否の留意点 等
※ 政省令の内容(法第5条第1項第1号(特定感染症の患者等)や同項第3号(営業者への要求)を理由に宿泊を拒んだときに理由等を記録する方法)を含む。

3 差別防止の更なる徹底

- ① 従業員への研修の努力義務
- ② 特に配慮を要する宿泊者への適切な宿泊サービスの提供 等

4 その他

<参考>

- (1) 政省令
 - 旅館業法において、以下の事項を政省令で定めることとされている。
 - 1 宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め
 - ・ 医師の診断の結果の報告等を求める対象者 (法第4条の2第1項第1号の「政令で定める者」)
 - ・ 特定感染症の症状を呈している者等に求める報告の内容や方法 (法第4条の2第1項第1号イの「厚生労働省令で定めるもの」・「厚生労働省令で定めるところ」)
 - ・ 宿泊者に求める感染防止対策への協力の内容 (法第4条の2第1項第1号ロ・第3号の「政令で定めるもの」)
 - ・ 特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして、特定感染症の患者等から除かれる者 (法第4条の2第1項第2号の「厚生労働省令で定める者」)
 - ・ 特定感染症の症状を呈している者及び特定感染症の患者等以外の者に求める報告の内容 (法第4条の2第1項第3号の「厚生労働省令で定めるもの」)
 - ・ 特定感染症国内発生期間について、特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症、当該感染症の特定感染症国内発生期間 (法第4条の2第2項の「政令で定めるもの」・「政令で定める期間」)
 - 2 宿泊拒否事由
 - ・ 宿泊拒否事由に係る営業者への要求の内容 (法第5条第1項第3号の「厚生労働省令で定めるもの」)
 - ・ 法第5条第1項第1号(特定感染症の患者等)や同項第3号(営業者への要求)を理由に宿泊を拒んだときに理由等を記録する方法 (改正法附則第3条第2項の「厚生労働省令で定める方法」)
- (2) 指針
 - 旅館業法において、同法第4条の2(宿泊者に対する感染防止対策への協力の求め)及び第5条(宿泊拒否事由)に関し、旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針を定めることとされている。

本検討会における検討事項（個別論点）

1. 宿泊者に対する感染防止対策への協力の求めについて

- 医師の診断の結果の報告や客室等での待機等を求める対象をどう考えるか（法第4条の2第1項第1号の「政令で定める者」関係）。 ※1②
- 宿泊者に求める感染防止対策への協力の内容をどう考えるか（法第4条の2第1項第1号ロ・第3号の「政令で定めるもの」、法第4条の2第1項第1号イの「厚生労働省令で定めるもの」・「厚生労働省令で定めるところ」関係）。 ※1③
- 協力の求めに応じない「正当な理由」としてどのようなものが考えられるか（法第4条の2第4項関係）。 ※1⑤
- その他、協力の求めについて留意すべき点は何か。

2. 宿泊拒否事由について

- 宿泊しようとする者が「特定感染症の患者等」に該当する場合に留意すべき点は何か（法第5条第1項第1号関係）。 ※2①
- 「実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるもの」は、障害者差別解消法との整合性も踏まえた上で、どのような要求を対象とすべきと考えるか。またどのような要求は対象外とすべきと考えるか（法第5条第1項第3号関係）。 ※2②
- その他、宿泊拒否事由について留意すべき点は何か。

3. 差別防止の更なる徹底について

- 努力義務となる従業員への研修について、どのような内容を盛り込むべきと考えるか（法第3条の5第2項関係）。 ※3①
- その他、従業員への研修の実施について留意すべき点は何か。 ※3②
- その他、差別防止の更なる徹底について留意すべき点は何か。

4. その他改正旅館業法の施行に当たって留意すべき点は何か。

參考資料

関連する国会質疑

■令和5年5月26日 衆・厚生労働委員会

○宮本徹委員 今回の四条の二に基づく協力要請も、感染症法、新型インフル特措法との整合性を取って、必要最小限のものでなければならないことを政省令やガイドラインで明確にすべきだと思っておりますが、いかがですか。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

この旅館業法における感染防止対策の内容は、委員御指摘の感染症法ですとか新型インフルエンザ特別措置法の感染防止対策の内容と法律の主な目的が異なっていますが、内容そのものの整合性を図ることは重要と考えております。

このため、感染防止対策への協力要請の内容については政令で定めることとしており、その際、感染症に関する専門的な知識を有する者の意見を聞かなければならないとされております。

この法案が成立、お認めいただいた場合に開催を予定しておりますガイドラインの検討会においても、感染症に関する専門的な知識を有する者を構成員に含めることも考えております。

さらに、実際に特定感染症が国内で発生したときは、当該感染症について、感染症法に基づき感染の防止の方法に係る情報等も提供されることから、こうした情報にも即して、特定感染症の蔓延の防止に必要な限度の感染防止対策等を示すことで、感染症法や新型インフルエンザ特別措置法との整合性を図ってまいりたいと考えております。

■令和5年6月6日 参・厚生労働委員会

○打越さく良委員 観光業の産別組織であるサービス・ツーリズム産業労働組合連合会が、不当な差別は決してあってはならないということは大前提、その大前提の上に、利用者だけではなく、働く者の健康も守られるべきであり、利用者と事業者どちらか一方が弱い立場に立たされるべきではないというふうに、これ重要な訴えだと思うんですね。見解を、修正案提出者、厚生労働省に改めて求めます。

○中島克仁議員（修正案提案者） 修正案では、感染防止対策への協力の求めに正当な理由なく応じない場合における旅館業の営業者に対する対応の在り方について政府において検討し、必要な措置を講ずる旨の検討条項を設けることとしております。

必要な措置の内容については政府が適切に決定するものと承知をしておりますが、その検討に当たっては、患者団体や障害者団体等から出されている不当な差別を受けることになるのではないかとといった御懸念が払拭されるよう配慮することはもちろんのこと、旅館業の施設の従業員や他の利用者の健康や安全を確保することなど様々な事情が考慮されるものと考えております、考えられると思っております。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。先ほどの衆議院の法案提出者に加える形で申し上げたいと思っております。

まず、三条の五の二項による研修の規定、この中にも特定感染症の蔓延の防止とかが含まれておりますし、また、五条の二にあります指針、この中でも感染防止対策等に関しての適切な対処はございますので、こういった形で、働く方の、従業員の健康等の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

1② 医師の診断の結果の報告等を求める対象者（法第4条の2第1項第1号の「政令で定める者」）関係

関連する条文

■ 改正後の旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力

イ 当該者が次条第一項第一号に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二・三 (略)

2～4 (略)

■ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

第三十一条の六 都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第二号に掲げる区域（以下この条において「重点区域」という。）における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

2～5 (略)

■ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）

第五条の五 法第三十一条の六第一項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

一 従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨

二 当該者が事業を行う場所への入場（以下この条において単に「入場」という。）をする者についての新型インフルエンザ等の感染の防止のための整理及び誘導

三 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止

四 手指の消毒設備の設置

五 当該者が事業を行う場所の消毒

六 入場をする者に対するマスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の周知

七 正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止

八 前各号に掲げるもののほか、法第三十一条の四第一項に規定する事態において、新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

1② 医師の診断の結果の報告等を求める対象者（法第4条の2第1項第1号の「政令で定める者」）関係

関連する国会質疑（令和5年5月26日 衆・厚生労働委員会）

○田中健委員 四条の二第一項の第一号の柱書きの、政令で定める者についてであります。

厚労省は、この政令で定める者として、濃厚接触者を想定しているという話を聞いています。濃厚接触者については、感染症法の四十四条の三に従って保健所により管理されるべきであり、感染症法上の義務を超えて濃厚接触者に診察や居室待機などの要請に応じる法的義務を課すということは、これも過大な権利制限ではないかというふうな指摘もあります。さらに、同行者も規定をするのではないかとされていますが、同行者としなすと、私がもしもその懸念があったら、自分の子供や妻や、ないしは友達同士でいたらグループや、その全てもこの政令で定める者に当たるのかということは大変懸念をされます。どのようにしてこれを定めていくのか、お伺いします。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

感染症法に基づく濃厚接触者への外出自粛等の協力要請等については、新型インフルエンザ等感染症の蔓延を防止するため必要がある場合に、都道府県知事等が求めるものでございます。

旅館業法の改正法案については、旅館、ホテルは不特定多数の者が長時間同一の空間を共有して宿泊し、適切な感染対策が講じられなければ宿泊者や従業員に感染が拡大するおそれがあることを踏まえ、限定的にということとは先ほど大臣が申し上げたところです。

感染症法に基づいて外出自粛要請の対象となる濃厚接触者の方がいらっしゃることは、当然想定されます。こうした場合、旅館、ホテルに宿泊している場合に、当該施設における感染防止対策の観点から、営業者が、みだりに客室等から出ないこと等の協力を求める必要、これはあると考えております。

一方で、それ以外の方、つまり、濃厚接触者ではないけれども同行者という場合につきましても、旅館業の施設における特定感染症の蔓延の防止に必要な限度において、感染防止対策への協力要請の対象とする必要があると考えております。

こういった内容につきましても、感染防止対策への協力要請等について、旅館業の営業者が誤った認識で過大に求めることがないようにしたいと考えております。これらにつきましては、追って整理をして示していく、こういうふうに現在提出している法案では考えております。

○田中健委員 もちろん、限度があるということと、普通の常識、一般的なという話があったんですけれども、なかなかそれを定めるのは難しく、先ほど言ったように、同行者は、家族で行く場合とか、グループとか、ないしは、バス一台で行った団体客、三十人のバスで乗っていったら、全員、じゃ、居室待機で、協力を求めることになるのか、その辺はまだこれから定めるということでもありますけれども、やはり、必要性や合理性というものをしっかりと考えた上で定めていただきたいと思いますし、今のままではちょっと不安がこの点では残ります。

○宮本徹委員 感染症法では、濃厚接触者について求めるものは、健康状態の報告、自宅等への待機ですね。これについては、努力義務というのがあります。一方、四条の二の協力は、感染症法を超えて濃厚接触者に診療を求めたり、あるいは、感染症法では努力義務すらない濃厚接触者でもない同行者に診療を求める権限はない、こういうことでよろしいのでしょうか。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

感染症法による措置と改正後の旅館業法による措置は、その趣旨、目的や協力要請の主体が異なり、それぞれの目的に応じた規定を設けているものであり、それで旅館業法が感染症法を超えるという性格のものとは考えておりません。

その上で、旅館業による感染防止対策への協力等について、旅館業の営業者が誤った認識で過大に求めることがないように、感染症ごとに感染経路等が異なることも踏まえ、関係省による検討会で検討を行った上で、特定感染症の国内発生に際して、発生した特定感染症に応じて、委員御指摘の濃厚接触者の場合はどうなのか、また同行者の場合はどうなのか、こういったことに対して、必要な限度やその対象者等の具体的な内容を示すことをその感染症に応じて対応したいと考えております。

1② 医師の診断の結果の報告等を求める対象者（法第4条の2第1項第1号の「政令で定める者」）関係

感染症法における取扱い

■ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

2 (略)

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による必要な調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に対し当該各号に定める検体を提出し、若しくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めさせることができる。

一 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

二 三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

三 新感染症の所見がある者又は新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 当該者の検体

四～十二 (略)

4～18 (略)

■ 厚生労働省HP 新型コロナウイルス最前線

Q1 濃厚接触者とは？

A1 濃厚接触者とは、陽性となった人と一定の期間に接触があった人をいいます。ここでいう一定の期間は、症状のある人では症状出現から2日前、症状のない人では検体採取時から2日前の期間です。この期間に、以下の条件に当てはまる人を濃厚接触者といいます。

陽性者と同居している人

陽性者と長時間接触した人（車内、航空機内などを含む。機内は国際線では陽性者の前後2列以内の列に搭乗していた人、国内線では周囲2m以内に搭乗していた人が原則）

適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた人

陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人

マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった人

ただし、これはあくまで原則であり、あらゆる状況を聞き取ったうえで保健所が総合的に判断します。

1② 特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして、特定感染症の患者等から除かれる者（法第4条の2第1項第2号の「厚生労働省令で定める者」）関係

関連する条文

■ 改正後の旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 （略）

二 特定感染症の患者等（特定感染症（新感染症を除く。）の患者、感染症法第八条（感染症法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者及び新感染症の所見がある者をいい、宿泊することにより旅館業の施設において特定感染症をまん延させるおそれがほとんどないものとして厚生労働省令で定める者を除く。次条第一項第一号において同じ。） 前号ロに掲げる協力

三 （略）

2～4 （略）

公益財団法人結核予防会HPの結核Q & A

Q 必ず入院するの？

A 結核が「発病」して結核菌をたくさん「排菌」している場合（痰の塗抹検査で陽性的場合）は、入院になります。「発病」しても「排菌」していない場合は、通院治療できます。

Q 入院期間はどれくらい？

A 入院期間は、排菌が停止して他の人にうつさなくなったことが確認されるまでです。通常は約2カ月程度で排菌は止まりますが個人の病状や経過によって異なります。

1 ③ 特定感染症の症状を呈している者等に求める報告の内容や方法（法第4条の2第1項第1号イの「厚生労働省令で定めるもの」、「厚生労働省令で定めるところ」）関係

関連する条文

■ 改正後の旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力

イ 当該者が次条第一項第一号に該当するかどうか明らかでない場合において、医師の診断の結果その他の当該者が同号に該当するかどうかを確認するために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを厚生労働省令で定めるところにより営業者に報告すること。

□ (略)

二・三 (略)

2～4 (略)

関連する国会質疑

■ 令和5年6月6日 参・厚生労働委員会

○佐々木政府参考人 四条の二第一項第一号のイの省令のところでございますけれども、これについては、医師によって特定感染症の患者と診断されたか、症状が特定感染症以外の要因により生じたものであるかについて定めることを想定しています。

■ 令和5年5月26日 衆・厚生労働委員会

○佐々木政府参考人 報告方法につきましては、発熱等の症状を呈していた時期や要因等の情報を正確に把握、記録し、迅速かつ的確な感染防止対策につながるため、原則として書面又は電磁的方法によって報告いただくことを考えております。やむを得ない場合は、口頭での報告を受けることも想定しております。

関連する附帯決議（衆・参）

二 旅館業法第四条の二第一項は、旅館業の営業者が宿泊しようとする者に対して医師の診断を受けることを強制できるものではないことを明らかにして周知すること。

三 宿泊しようとする者が特定感染症の患者に該当するかどうかを確認した結果の営業者への報告は、口頭による報告も含めること。

六 宿泊しようとする特定感染症の症状を呈している者が診察等に容易に応じることができるよう、地域における旅館業の施設と医療機関との連携を確保すること。

1 ③ 特定感染症の症状を呈している者等に求める報告の内容や方法（法第4条の2第1項第1号イの「厚生労働省令で定めるもの」、「厚生労働省令で定めるところ」）関係

関連する国会質疑（令和5年5月26日 衆・厚生労働委員会）

- 宮本徹委員 法案では、特定感染症の症状を呈している者に対して求めることができる協力として、一番目に挙げているのが、医師の診断結果など、特定感染症の患者に該当するかどうかを確認するために必要な事項を営業者に報告することとあります。これは、例えば、発熱している人が宿にたどり着いたら、あるいは宿泊中に熱発したら、医療機関に行くように協力を求めることができる、こういう趣旨の条項なんですか。
- 佐々木政府参考人 お答えいたします。
旅館業法により宿泊を拒むことができる事由は制限されております。現行法では今まで説明したとおりでございますが、このような中で、新型コロナウイルス感染症の流行期に旅館業の現場から様々な御意見、施設の適正な運営が困難に、支障を来したとの意見が寄せられました。
こうした背景から、この旅館業法第四条の二第一項第一号イについては、特定感染症の症状を呈しているものの、特定感染症の患者等かどうか明らかになっていない者に対し、営業者の独自の判断ではなく、医師の診断の結果などの客観的な事実に基づいて特定感染症の患者等かどうかを確認し、その者の状態に応じた適切な措置が講じられるようにする趣旨であります。
協力を求める内容は医師の診断の結果などの報告であって、営業者に対して、宿泊しようとする者を医療機関に受診させる権利を直接的に規定したのではなく、医師の診断の結果などが報告される場合は、宿泊しようとする者は改めて医療機関を受診することにはならないという内容でございます。
- 宮本徹委員 発熱などの症状を呈している方に対しては、私はやはり、必要に応じて医療機関を紹介する、こういう姿勢で接するというのがあるべきことであって、そもそも本人が受診の必要性を感じていない状態であるにもかかわらず、営業者が医療機関への受診を求め、正当な理由がない限り応じてください強く迫るということは、一般的には医療機関を受診するかどうかは本人が決めるものであるわけですから、問題があると思うんですけども、いかがでしょうか。
- 佐々木政府参考人 お答えいたします。
営業者は、医師の診断の結果などの報告を求める場合も、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に考慮することが重要であると考えており、宿泊しようとする者の状況等に一切配慮せず医療機関の受診を求めるようなことは、適切な運用とは考えておりません。
他方で、営業者は、宿泊者や従業員の安全確保も含め、施設の適正な運営を行う必要があり、具体的な運用については、本法案が成立した場合には、関係者による検討会で検討を行った上で、旅館業の営業者が感染防止対策への協力要請等に適切に対処するためのガイドラインを策定したいと考えております。

1 ③ 特定感染症の症状を呈している者等に求める報告の内容や方法（法第4条の2第1項第1号イの「厚生労働省令で定めるもの」、「厚生労働省令で定めるところ」）関係

関連する国会質疑

■ 令和5年5月26日 衆・厚生労働委員会

○田中健委員 四条の二第一項一号のイでは、次条の第一号、特定感染症に該当するかどうか明らかでない場合に、医師の診断結果などを報告することが要請されます。それに応じる義務が課された場合、特定感染症と同等の症状、ほかの病気であっても熱やせきや倦怠感、いろいろな症状が出てくるとは思いますが、それを有するほかの疾患の患者が、特定感染症でないことの開示を求められることとなります。つまり、患者のプライバシーということも、そこで侵害にもつながるといふ懸念がありますけれども、どのように宿泊者である患者のプライバシーということを守ることができるのか、伺います。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。御指摘の条文につきましては、特定感染症の患者に該当するかどうか明らかでない方に求める協力として、現在、医師の診断によって特定感染症の患者と診断されているか否か、症状が特定感染症以外の要因により生じているものであるか否かについて宿泊施設に報告を求めることを想定しております。

旅館、ホテルの現場におきましては、宿泊しようとする方からこうした報告を求めるに当たっては、委員御指摘のプライバシーを含む個人の権利利益の保護を図ることが重要と考えております。このため、個人情報利用目的をできる限り特定した上で、当該利用目的の通知又は公表等を適切に行うこと、要配慮個人情報取得する場合には、原則としてあらかじめ本人の同意を得ること、関係機関等に対して個人データの第三者提供を行う場合には、原則としてあらかじめ本人の同意を得ることなどが徹底される必要があると考えております。

このため、この法案によって努力義務となる従業員の研修等も活用して、個人情報の適切な取扱い、プライバシーの保護、こういったものの周知に努めてまいりたいと考えております。

もう一点、宿泊しようとする方が症状は特定感染症以外の要因によるものであるが、具体的な要因は報告したくないという場合があるかと思えます。こうした場合、他の宿泊者や従業員に感染させないように宿泊することに応じるのであれば、それ以上の報告は求めない取扱いとすることを考えております。これは最終的に検討会等でももんでまいりたいと思っております。

■ 令和5年6月6日 参・厚生労働委員会

○川田龍平委員（前略）営業者が宿泊者に対して診察要請、診断結果報告要請等を行った場合に、それに応じなければならないとすることは、患者の自己決定権、プライバシー権を侵害するおそれがあるのではないのでしょうか。大臣の見解を伺います。

○加藤厚生労働大臣 まず、今法案では、宿泊しようとする者が特定感染症の症状を呈しているものの特定感染症の患者等に該当するかどうか明らかでない場合に、営業者の独自の判断ではなく、医師の診断の結果などの客観的な事実に基づいてその者の状態に応じた適当な措置を講じられるよう営業者が必要な報告を求められるようにする趣旨の規定が改正後の旅館業法第四条の二第一項第一号のイということになるわけでありませぬ。

したがって、この規定により旅館業の営業者が宿泊者に対して医師の判断を受けることを強制できるようになるものではございません。また、営業者は医師の判断、医師の診断の結果などの報告を求める場合、宿泊しようとする者の置かれている状況などを十分に考慮することが重要と考えております。そのため、宿泊しようとする者が症状は特定感染症以外の要因によるものであるが具体的な要因は報告したくないなどといった場合には、他の宿泊者や従業員に感染させないように宿泊することへの協力を求めた上で、それ以上の報告を求めずに宿泊を認める取扱いとすることも考えており、宿泊者が明らかにしたくない情報の報告を強制できるようなものではないということでありませぬ。

以上のことも含めて、本法案が成立した場合には、関係者による検討会で検討を行った上、旅館業の営業者が感染防止対策への協力要請等に適切に対処するための指針、これを作成したいと考えております。

1 ③ 特定感染症の症状を呈している者等に求める報告の内容や方法（法第4条の2第1項第1号イの「厚生労働省令で定めるもの」、「厚生労働省令で定めるところ」）関係

関連する国会質疑

■ 令和5年5月26日 衆・厚生労働委員会

- 田中健委員 四条の二第一項一号のイです。（中略）宿泊施設の抗原検査キットなど医療機関以外の検査結果も対象にすることができないかと考えておりますが、これについてはいかがでしょうか。
- 佐々木政府参考人 （前略）御指摘のように、宿泊施設に備え付けられた抗原検査キットを用いて特定感染症の患者等に該当するかどうかを判断する、このケースにつきましては、特定感染症の患者等の定義は、これは、感染症法の規定を引用しておりますので、感染症法において患者等として扱われる者はこれは医師の判断によるものが必要であると考えておりますので、それとの整合性を図るような運用をしたいと考えております。
- 宮本徹委員 四条の二での、感染拡大防止のために求める協力は、「特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、」、こういう言葉がかかっております。
そうすると、例えば、五類になる前の新型コロナのようなタイプの感染症の国内発生期間の場合、特定感染症の症状を呈している者には必要に応じて、口に記載されております、みだりに客室その他の営業者が指定する場所から出ないこと等を求めるのが蔓延等の防止に必要なことであって、医療機関への受診を求めることは蔓延防止に必要な限度を超えることにはないかと思えます。
医療機関への受診を始めとした協力を求める際は、蔓延の防止に必要なかどうかの慎重な検討が求められると思えますが、いかがですか。
- 佐々木政府参考人 お答えいたします。
御指摘の規定に基づく協力要請の内容に関し、感染症ごとに症状や症例定義等が異なるため、特定感染症の国内発生に際しては、発生した特定感染症に応じた具体的な内容を示すことにはなりますが、特定感染症の蔓延の防止に必要な限度に留意するなど、その検討に当たっては慎重に、これは委員御指摘のとおり慎重に行ってまいりたいと考えております。

■ 令和5年6月6日 参・厚生労働委員会

- 川田龍平委員 営業者からの要請は、宿泊施設における感染拡大防止のためですから、医療機関への交通費、診察費、調剤費、診断書費用などは宿泊者でなく営業者又は営業者を通じて最終的には政府が費用負担すべきではないかと考えますが、費用負担の在り方についての見解をお願いします。
- 佐々木政府参考人 宿泊契約の内容や宿泊者の状況等にもよりますが、基本的には、医療機関を受診する主体である宿泊しようとする者が負担するものと考えております。
- 川田龍平委員 もし宿泊者が、営業者が費用負担をしない限り診察要請に応じないと要求した場合、紛争が発生するリスクがあります。その場合、負担が過剰な要求を繰り返すものとして宿泊拒否につながることはないでしょうか。診察要請、診断結果報告要請等に応じる際の費用負担を宿泊者が拒否したことを理由に五条に基づく宿泊拒否がなされることはないかと理解していますが、いかがでしょうか。
- 佐々木政府参考人 費用負担を理由にして応じないことそのものは、改正後の旅館業法五条一項三号の宿泊拒否事由には該当しないものと考えております。当然ながら、その際に、五条一項三号に該当するような、従業員に対して長時間にわたって拘束し等の行為が行われた場合については別ですけれども、基本的にはこのことのみをもって宿泊拒否事由には該当しないと考えております。

1 ③ 宿泊者に求める感染防止対策への協力の内容（法第4条の2第1項第1号ロ・第3号の「政令で定めるもの」）関係

関連する条文

■ 改正後の旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一 特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者 次に掲げる協力

イ (略)

ロ 当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

二 特定感染症の患者等 (中略) 前号ロに掲げる協力

三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

2～4 (略)

関連する過去の通知

○ 平成15年5月19日の厚生労働省通知「旅館業における重症急性呼吸器症候群（SARS）への対応について」

感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応

・ 感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼すること。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼すること。また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室していた者には、マスク着用を求めること。

・ 感染が疑われる宿泊者の同意を得た上で、速やかに保健所にSARSコロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生したことを連絡し、その後の対応策について保健所から指示を受けること。

○ 平成26年12月15日の厚生労働省通知「旅館業の宿泊施設におけるエボラ出血熱への対応について」

・ 宿泊施設の営業者は、保健所職員が施設に到着するまでの間、その際には、原則として、感染まん延の防止の観点から、当該者に対し、レストラン、大浴場等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼するとともに、同行者がいれば、他室への移動及び待機を依頼すること。

・ 宿泊者から宿泊施設の営業者又は従業者に対して、38度以上の発熱又は体熱感等の訴えがあり、かつ、当該者自身が検疫所への健康状態の報告を義務付けられている者であると申告してきた場合に、宿泊施設の営業者又は従業者は、直ちに保健所に連絡すること。

1 ③ 宿泊者に求める感染防止対策への協力の内容（法第4条の2第1項第1号ロ・第3号の「政令で定めるもの」）関係

関連する過去の通知（続き）

- 令和2年1月23日の厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について」
 - ・ 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけるとともに、保健所が行う疫学調査等の宿泊者に関する状況把握に協力すること。
 - ・ 宿泊者に対し、新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに、発熱かつ呼吸器症状（咳等）の発症（以下「発症」という。）時には必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。
 - ・ 宿泊者が、宿泊施設滞在中に発症を申し出た場合、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。
 - ・ 医療機関での診察を希望した宿泊者に対しては、医療機関の紹介等の支援を行うこと。

- 令和3年2月12日の厚生労働省の事務連絡「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について(改正)」

今般の新型コロナウイルス感染症の流行再拡大を踏まえ、宿泊施設においては感染対策を十分に徹底いただいているところと承知しておりますが、宿泊客に感染拡大の防止に協力いただき、宿泊客と宿泊施設の従業員等が安心して過ごすことができるよう、改めて留意事項を整理し、お示しいたしますので、以下の対応に努めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

 - ・ 宿泊客がチェックインする際に、検温を行い発熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターに連絡し、その指示に従うこととする。
 - ※ 発熱の目安は、37.5度以上の熱又は37.5度未満であっても平熱を超えることが明らかな場合とする。
 - ・ 発熱や咳・咽頭痛の症状がある宿泊客については、客室（他の宿泊客と区分して待機する部屋がある場合は、その部屋）内で待機し、外に出ないことなど要請すること。

- 令和3年3月19日の厚生労働省通知「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」
 - ・ 宿泊者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに、発熱など体調に異変が生じた場合は必ず宿泊施設側に申し出るよう伝えること。宿泊者から申し出があった場合、マスクを着用するなどし、事前に近隣の医療機関又は受診・相談センターへ連絡した上で受診するよう勧めること。
 - ・ 宿泊者から、発熱や呼吸困難、倦怠感など、体調に異変が生じている旨の申し出があった場合は、宿泊者の同意を得た上で、速やかに近隣の医療機関又は受診・相談センターへ連絡し、その指示に従うこと。
 - ・ 発熱や呼吸困難、倦怠感など、感染が疑われる宿泊者に対し、感染拡大の予防の必要性を十分説明の上、レストラン等の利用を控え、他の宿泊者と接触しないよう個室での待機を依頼すること。同室者がいれば他室への移動と待機を依頼すること。また、飛沫の飛散を防止するため、感染が疑われる宿泊者及び同室していた者には、マスク着用を求めること。

1 ③ 宿泊者に求める感染防止対策への協力の内容（法第4条の2第1項第1号ロ・第3号の「政令で定めるもの」）関係

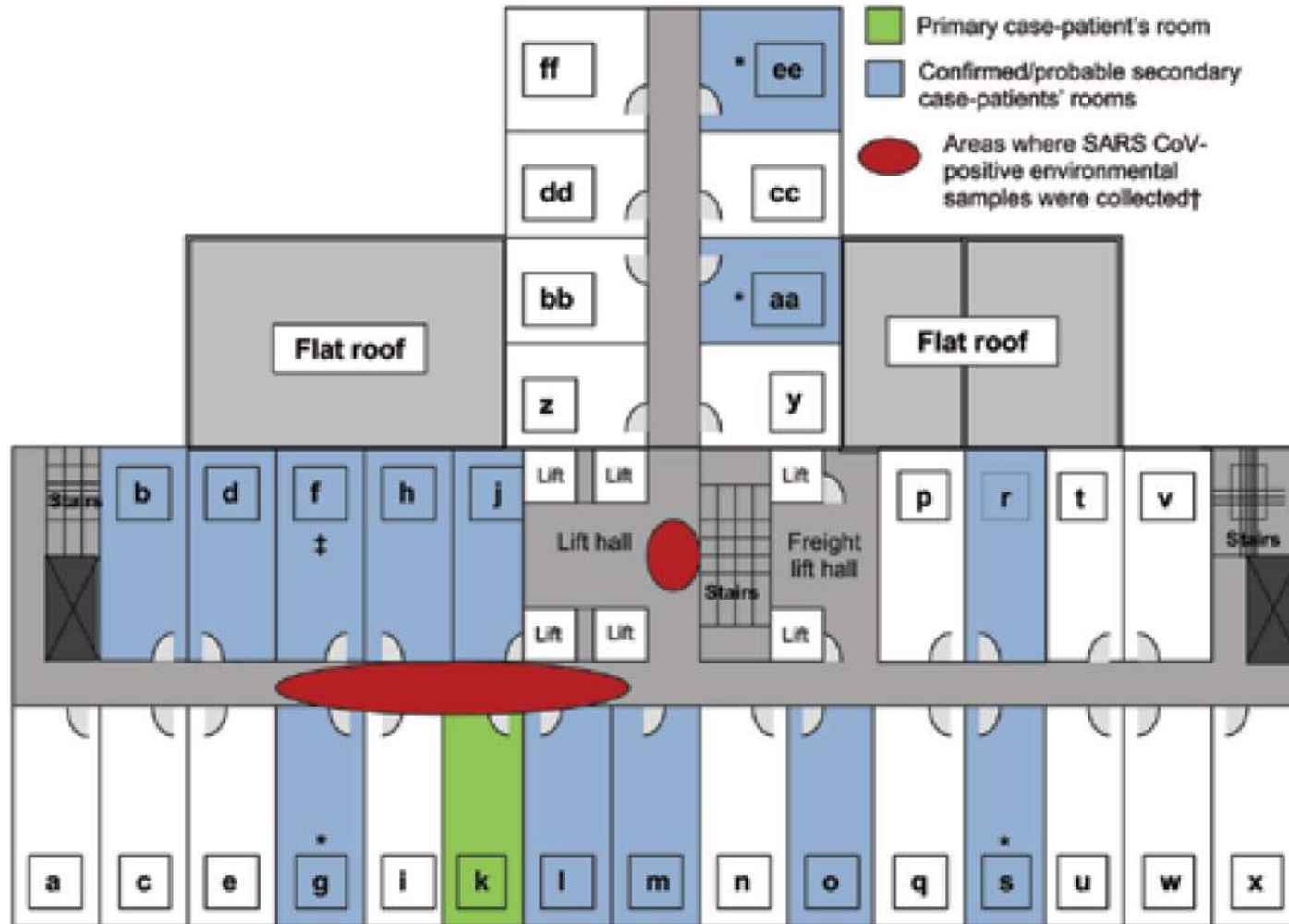
関連する国会質疑（令和5年6月6日 参・厚生労働委員会）

- 佐々木政府参考人 四条の二第一項一号のロの方でございますけれども、こちらについては、客室等での待機や健康状態等の確認のほか、発生した特定感染症に応じて感染症法等において感染防止対策として求められた措置に即するもの等を想定しています。
次ですけれども、四条の二第一項第三号により、同項第一号及び第二号に該当しない方に求める協力の内容としては、これ政令で定めるものですが、健康状態等の確認のほか、発生した特定感染症に応じて感染症法等において感染防止対策として求められた措置に即するものを想定しております。
- 川田龍平委員 営業者による協力要請は、四条の二第一項第一号ロに基づく客室待機要請等を原則とすべきではないでしょうか。診察要請や診断結果報告要請などは例外的に限定的に行われるべきだと考えます。
例外的要件として、例えば客室待機要請などでは感染防止拡大を図ることができない極めて例外的な事情があること、また医療機関が逼迫していないこと、医療機関受診が宿泊者の体調、症状、年齢、移動距離、移動手段、天候、家族、同行者などの事情から見て容易であること、ほかに取るべき手段が存在しないことといったことが考えられます。
また、例外的に診察要請、診断結果報告要請などを行う場合には、営業者による十分な説明を行った上で、宿泊者が自発的に診察、診断結果報告等に同意する旨を明らかにした書面を作成することが望ましいのではないのでしょうか。
第四条の二第一項第一号による営業者からの協力要請はロの客室待機要請等を原則とすること、例外的に診察要請、診断結果報告要請を行う場合の要件、書類作成の必要性について、今後策定するガイドラインにおいて明確にすべきと考えますが、いかがでしょうか。
- 佐々木政府参考人（前略）今度、ロの規定を適用することを考えたときに、特定感染症の症状を呈しているものの特定感染症の患者等に該当するかどうか明らかでない場合に要請を掛けることになるわけです。そうすると、宿泊者の状態を十分に把握しない段階で客室での待機要請等がなされかねず、特定感染症以外が原因で症状を呈している者に対しても過大な措置となり得るため、これは慎重な運用、適用が必要になるところでございます。このため、旅館業法に基づく感染防止対策の協力を求める場合、宿泊者の置かれている状況等を十分に考慮することが重要であるということが根っこにございますので、それを指針等で策定し、先ほど委員御指摘のとおり、この指針においてその運用の考え方をできるだけ明らかにしたいと考えております。
- 川田龍平委員 客室待機をする場合には、食事、体調管理などが十分可能な環境が整備されている必要があります。療養経過観察が困難な環境下での客室待機を要請されることのないよう、営業者は、必要な環境を整備した上で客室待機要請を行うこと、また客室待機の執拗な要請強要を行ってはならないことをガイドラインで示す必要があると考えますが、いかがでしょうか。
- 佐々木政府参考人（前略）待機要請を行う際に、必要に応じて様々な、例えば動線管理だとか換気だとかを行われていく中で、一方で、個々の施設によってどこまで対応できるかというのが異なりますので、御指摘の食事だとか体調管理といったところがどこまで適切にできるかというのは個々の施設によって異なることになろうかと思っております。いずれにせよ、感染防止の基本的な考え方については、今後の指針等、またそれを踏まえての研修等で反映してまいりたいと考えております。

1 ③ 宿泊者に求める感染防止対策への協力の内容（法第4条の2第1項第1号ロ・第3号の「政令で定めるもの」）関係

- SARS（平成15年当時は感染症法上の分類なし。現在は二類感染症）については、まだ中国内でのみ感染が確認されていた平成15年2月の段階で、香港のホテルにおいて感染がまん延し、感染した宿泊者が帰国又は海外に渡航して、カナダ、アイルランド、米国、シンガポール、ドイツ、ベトナム等に感染が広がった。
- 廊下やエレベーターホールの中環境からSARSウイルスを検出したために、二次感染者（下図の青色の部屋）は部屋の中で感染したのではなく、廊下などの共用スペースで感染したと推測されている。

SARSの感染がまん延した香港のホテルのフロア図



1③ 特定感染症の症状を呈している者及び特定感染症の患者等以外の者に求める報告の内容（法第4条の2第1項第3号の「厚生労働省令で定めるもの」）関係

関連する条文

■ 改正後の旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一・二 (略)

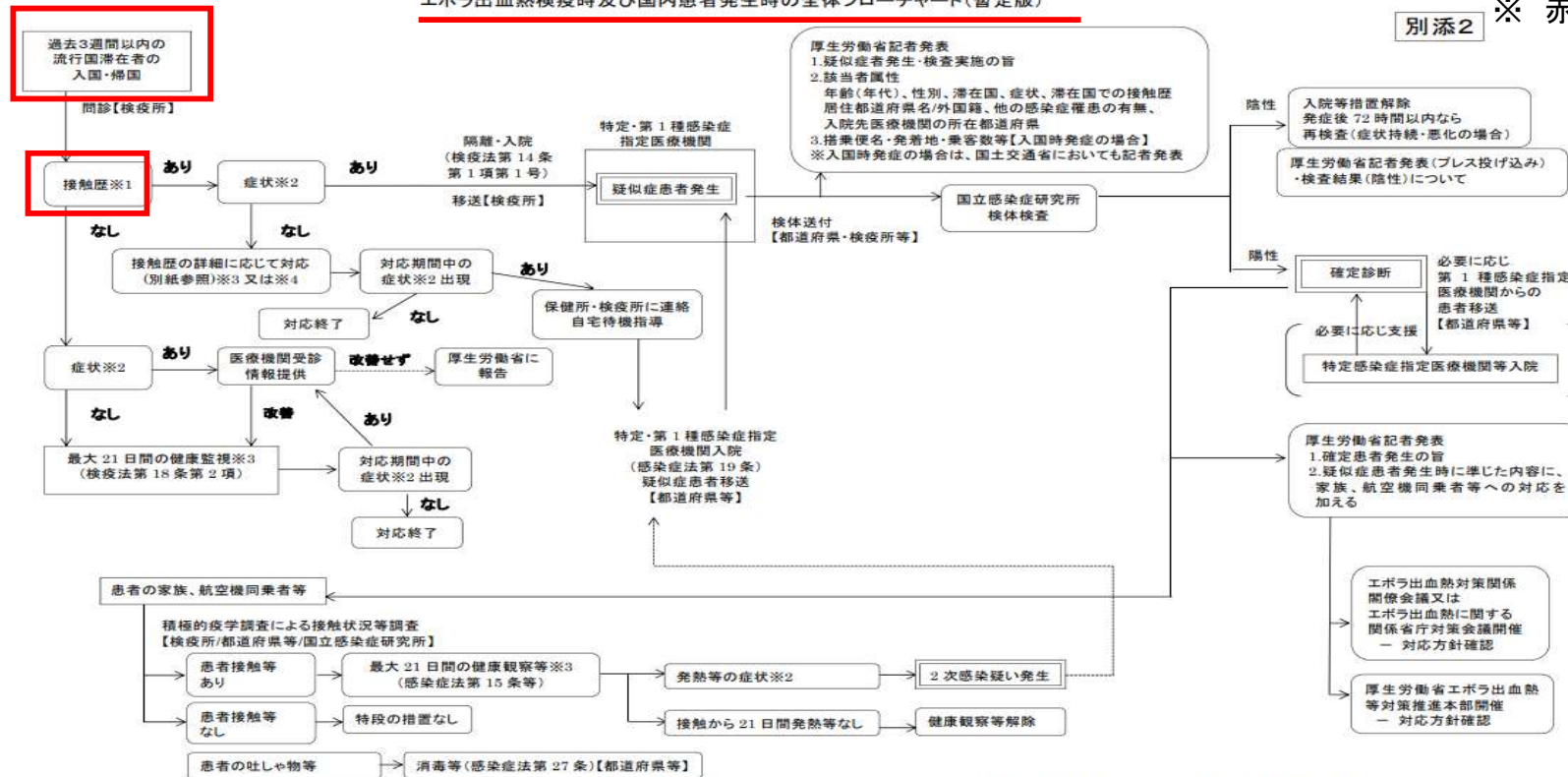
三 前二号に掲げる者以外の者 当該者の体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じることその他の旅館業の施設における当該特定感染症の感染の防止に必要な協力として政令で定めるもの

2～4 (略)

エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について（平成27年9月18日健感発0918第9号）

エボラ出血熱検疫時及び国内患者発生時の全体フローチャート(暫定版)

別添2 ※ 赤枠、赤線は事務局によるもの。



※1 接触歴:到着前21日以内にエボラ出血熱患者(疑いを含む)の体液等(血液、体液、吐瀉物、排泄物等)との接触あるいはエボラ出血熱発生地域(別紙)由来のコウモリ、霊長類等への直接の接触
 ※2 症状:38℃以上の発熱又はその他(嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等)
 ※3 エボラ出血熱の流行国からの出国後、最大21日間(エボラ出血熱の最大潜伏期間)、検疫所に対し、毎日、体温、症状の有無等を報告。さらにリスクに応じて具体的な対応を実施(別紙)。
 ※4 患者に接触後、最大21日間(エボラ出血熱の最大潜伏期間)、都道府県に対し、毎日、体温、症状の有無等を報告。

1 ④ 特定感染症国内発生期間について、特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症、当該感染症の特定感染症国内発生期間（法第4条の2第2項の「政令で定めるもの」「政令で定める期間」）関係

関連する条文

■ 改正後の旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）

第四条の二 営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

一～三 (略)

2 前項の特定感染症国内発生期間は、次の各号に掲げる特定感染症の区分に応じ、当該各号に定める期間（特定感染症のうち国内に常在すると認められる感染症として政令で定めるものにあつては、政令で定める期間）とする。

一～三 (略)

3・4 (略)

旅館業法等改正法において感染防止対策の協力要請が可能な期間の始期と終期

	始期	終期
一類感染症・二類感染症（※1）	○ 感染症法により、厚労大臣・都道府県知事が国内で発生した旨を公表したとき。	○ 感染症法により、厚労大臣・都道府県知事が国内での発生がなくなった旨を公表したとき。
新型インフルエンザ等感染症（※2）	○ 感染症法により、厚労大臣が国内で発生した旨を公表したとき。	○ 感染症法により、厚労大臣が、その感染症が国民の大部分の免疫獲得等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表したとき。（※3）
指定感染症 (感染症法の入院、宿泊療養又は自宅療養に係る規定が準用されるものに限る) (※2)	○ 感染症法により、 ① 厚労大臣が病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものと認めて、国内で発生した旨を公表し、（※3） かつ、 ② 政令によって、その感染症について感染症法の入院、宿泊療養又は自宅療養に係る規定が準用されたとき。（※3）	○ 感染症法により、 ① 厚労大臣が、その感染症について国民の大部分の免疫獲得等により全国的かつ急速なまん延のおそれがなくなった旨を公表したとき。 又は、 ② 政令によって、その感染症について感染症法の入院、宿泊療養及び自宅療養に係る規定がいずれも準用されなくなったとき。
新感染症（※2）	○ 感染症法により、厚労大臣が国内で発生した旨を公表したとき。	○ 感染症法により、その感染症について感染症法の一類感染症に係る規定を適用する政令が廃止されたとき。

※1 結核(二類感染症)のように国内に常在する感染症については、当該感染症の特性を勘案して政令で定める期間に限り、協力要請を行えることとしている(法第4条の2第2項柱書)。

※2 一類感染症・二類感染症を除き、特定感染症国内発生期間の始期の要件となる公表をした場合は、特措法に基づき、厚労大臣は総理大臣に報告し、これを基に政府対策本部が設置され、終期の要件となる公表をした場合は、特措法に基づき、政府対策本部が廃止される。

※3 COVID-19の特定感染症国内発生期間の始期については、当時の感染症法の規定は今と異なっており、一概には答えられないが、国内で発生した旨の公表は令和2年1月16日、指定感染症に指定され入院等の規定が準用されたのは令和2年2月1日であり、同日時点で「病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの」と認められていた場合は、令和2年2月1日が始期に当たったと考えられる。また、令和5年5月7日が終期に当たったと考えられる。

2② 宿泊拒否事由に係る営業者への要求の内容（法第5条第1項第3号の「厚生労働省令で定めるもの」）関係

関連する条文

■ 改正後の旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)

第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一・二 (略)

三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

四 (略)

■ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 (略)

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

※ 同項は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第56号。施行日は令和6年4月1日。）により「必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」に改正。

■ 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）

第九条 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

関連する附帯決議（衆・参）

七 旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針の策定に当たっては、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても医療機関等が逼迫しており入院調整等に時間を要するときは宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め個室等で待機させることが望ましいこと、旅館業の営業者は障害者差別解消法等を遵守し、障害を理由とする差別は許されず障害を理由とする宿泊拒否はできないこと、障害者差別解消法第八条第二項の「実施に伴う負担が過重でない」ものは宿泊拒否事由に当たらないことを明確にすること。

八 宿泊拒否事由に係る宿泊しようとする者からの営業者に対する要求についての厚生労働省令を定めるに当たっては、営業者による恣意的な運用がなされないよう明確かつ限定的な内容とするよう努めること。

2② 宿泊拒否事由に係る営業者への要求の内容（法第5条第1項第3号の「厚生労働省令で定めるもの」）関係

関連する国会質疑（令和5年6月6日 参・厚生労働委員会）

- 中島克仁議員（修正案提案者）（前略）厚生労働省令では、例えば、宿泊者が従業員を長時間にわたって拘束し、又は従業員に対する威圧的な言動をもって苦情の申出を行う場合、他の宿泊者に対するサービスと比較して過剰なサービスを行うよう求められる場合などを規定することなどを想定していると聞いております。
- 天畠大輔委員（前略）本案において、負担が過重という文言を使用する必要はなぜあったのでしょうか。簡潔にお答えください。
- 加藤厚生労働大臣 障害者差別解消法第八条では、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利擁護、権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、障害者障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならないと規定をされておりますが、ここで言う負担が過重については、事業者において事業への影響や実現可能性等の要素を考慮し、個別具体的な状況に応じて総合的、客観的に判断することが必要と承知をしております。本法案では、こうした法律上の文言の用い方も参考にしつつ、改正後の旅館業法第五条第一項第三号において、実施に伴う負担が過重でない要求についてまで宿泊拒否の対象とするものでないことを明らかにするため、負担が過重という文言を使用することとしたところであります。この実施に伴う負担が過重な要求については、更に厚生労働省で明確化、限定化、限定的にすることにしております。（後略）
- 天畠大輔委員（前略）本案が民間事業者の合理的配慮提供の推進を阻む可能性は払拭できないと考えますが、政府の見解はいかがですか。
- 加藤厚生労働大臣 本法案による改正後の旅館業法第五条第一項第三号の規定は、いわゆる迷惑客への対応について、旅館業の営業者が無制限に対応を強いられた場合には、感染防止対策を始め本来提供すべきサービスが提供できず、旅館業法上求められる業務の遂行に支障を来すおそれがあることから設けるものであります。現時点でこの規定の委任を受けた厚生労働省令において、迷惑客の宿泊拒否事由に該当する具体的な事例として、宿泊サービスに従事する従業員を長時間にわたって拘束し、又は従業員に対する威圧的な言動や暴力的行為をもって苦情の申出を行うこと等定めることを考えているところであります。
障害者差別解消法の合理的配慮が求められる事例については改正後の旅館業法第五条第一項第三号に該当しないと考えており、第五号の他の各号に該当する場合を除き宿泊を拒否することはできないものと考えております。
また、本法案による旅館業法の改正後も、旅館業の営業者は改正障害者差別解消法の遵守する必要があり、合理的な配慮が求められることに変わりはなく、今般の改正は障害者差別解消法の合理的配慮を阻害するものではなく、それに沿った運営が求められているものと認識をしております。また、本法案が成立した場合には、旅館、ホテルの現場で適切な対応が行われるよう、どのような事例が宿泊拒否事由に当たるかも含め、障害者やハンセン病元患者等の団体などからも意見を伺いながら政省令や指針を策定したいと考えております。障害のある宿泊者に対し、その状態や障害者等の特性に応じた適切なサービスが提供されるよう、本法案によって、旅館業の営業者の努力義務とされる従業員の研修等も活用した取組を進めていきたいと考えております。
- 天畠大輔委員（前略）障害者が排除される危険性などは杞憂だと言う人がいるかもしれませんが、しかし、こんな事例があります。脳性麻痺で言語障害のある方が店員と話そうとしたところ、発語に時間が掛かり、泥酔していると誤解され、通報されてしまった。電動車椅子ユーザーで大柄な体型の障害者が、介助者一人では移乗が難しいので、足を一緒に持つだけの少しのお手伝いを従業員に頼んだところ、宿泊を断られてしまった。合理的配慮への理解が十分に進んでいるとは言えない中で、これらに似た事例が長期間の拘束と捉えられない保証がどこにあるのでしょうか。（後略）

2② 宿泊拒否事由に係る営業者への要求の内容（法第5条第1項第3号の「厚生労働省令で定めるもの」）関係

関連する裁判例

○令和4年2月17日／東京地方裁判所／民事第26部／判決／令和2年（ワ）30003号

（判決） 棄却

（事案）

○ 被告Y3を通じて被告Y1が経営する旅館への宿泊を予約していた原告が、被告Y1が原告を反社会的勢力とみなして同旅館への宿泊を拒否し、被告Y3がこれを幫助したとして、これらが被告らの不法行為に該当し、また、禁煙車の手配を依頼したにもかかわらず、煙草の臭いのある車両を貸し出されたとして、このことが被告Y3の不法行為又は債務不履行に該当するなど主張して、被告Y1に対し、不法行為に基づき、A新聞及びB新聞への謝罪広告の掲載並びに30万円及びこれに対する訴状送達の日の日翌日である令和2年12月20日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金の支払等を求めた事案。

（認定事実）

○ 前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、この点に関し、以下の事実が認められる。

ア 原告は、平成30年6月27日、本件旅館に電話を掛け、本件旅館における喫煙場所を尋ねた。本件旅館の従業員は、玄関の横の屋外に1か所、館内1階と3階の2か所の合計3か所に喫煙場所がある旨回答した。それに対し、原告は、自身が喘息の持病を有していること、煙草にアレルギーがあること、嫌煙権があること、自分は煙草のC会を開催しており、抗議活動やビラ配布等の方法で各施設を改善させてきたことなどを述べ、屋外の喫煙場所の灰皿を撤去若しくは移動すること又は仕切りを設置することを要求した。当該従業員は、実際に利用する方もいることなどから、原告の要求には応じることができない旨回答した。

イ 原告は、平成30年6月28日、本件旅館に電話を掛け、再度、同様の要求をした。本件旅館の従業員が、要求に応じることができない旨回答したところ、原告は、口調を厳しくし、喘息患者等の嫌煙家を排除するようであれば、嫌煙家の団体が、拡声器を使用したり立て看板を立てたりして抗議することもあるなどと述べた。電話を代わった本件旅館のフロント支配人は、原告に対し、改めて原告の要求に応じられないことを述べたが、原告は、同趣旨の発言を繰り返した。同支配人は、灰皿を撤去等しない場合には、原告が本件旅館の玄関先で拡声器を使用して喚くなどの行動に出るおそれがあると考え、被告Y3に対し、このような行為がされると、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるため、原告の宿泊を控えてほしい旨を伝えた。

ウ 被告Y3は、同日、原告に対し、本件旅館の宿泊に係る原告の予約をキャンセルし、宿泊代金相当額を返金することを伝えた。

エ 原告は、その後、他の宿泊先を探し、平成30年6月29日には徳島県の宿に宿泊することとなった。

（判断）

ア （前略）香川県旅館業施設の措置の基準等に関する条例（香川県昭和33年条例第2号。以下「本件条例」という。）11条においては、同法に定める宿泊を拒むことができる事由として、宿泊しようとする者が、でい酔者等で他の宿泊者に対し著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき（(1)）（中略）が定められている。（中略）

ウ 次に、被告Y1が前記イに説示した理由で原告の宿泊を拒否したことが原告に対する不法行為を構成するか否かについて検討する。（中略）原告の発言内容やその態様からすれば、被告Y1が、原告を本件旅館に宿泊させることとした場合には、原告が、本件旅館の玄関先で拡声器を使用して喚くおそれがあると判断したことには、相応の根拠があったといえる。原告は、四国への旅行で拡声器を所持しているはずがない旨供述するが、被告Y1においては、そのような事情を知る余地がないのであるから、前記説示を左右するものではない。そして、本件旅館の玄関先は、宿泊客や利用客が多数往来する場所であり、このような場所で上記のような行為をされると、他の宿泊客や利用客に不快感を与えることがあるほか、宿泊等の手続に支障を来すことも十分に考えられる。以上の事情等に鑑みると、被告Y1が、前記イに説示した理由で原告の宿泊を拒否したことが、旅館業法の規定に違反するとまではいえぬ（同法5条3号、本件条例11条(1)）、原告に対する不法行為を構成するともいえない。同様に、被告Y3について、原告に対する不法行為を幫助したとはいえない。

2② 宿泊拒否事由に係る営業者への要求の内容（法第5条第1項第3号の「厚生労働省令で定めるもの」）関係

都道府県等の条例において迷惑客に対する宿泊拒否規定を定めている例

■金沢市（金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する条例）

第15条 法第5条第3号に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が暴力団員(金沢市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員をいう。)であるとき。
- (3) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊に関し暴力的に要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

■台東区（東京都台東区旅館業法施行条例）

第5条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者が宿泊しようとするとき。
- (4) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (5) 合理性が認められる範囲内において、宿泊者の制限を行うとき。

■渋谷区（渋谷区旅館業法施行条例）

第5条 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔した者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (3) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき

■青森県（青森県旅館業法施行条例） ※青森市・八戸市についても同様。

第六条 法第五号第三号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

- 一 宿泊しようとする者が泥酔者等であつて宿泊者又は営業者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 二 宿泊しようとする者が宿泊者名簿に記載すべき事項について、営業者から請求があつても告げず、又は事実を偽つて告げたとき。

■川崎市（川崎市旅館業法施行条例）

第5条 法第5条第3号の規定による条例で定める宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者（他の宿泊者がいない場合にあっては、営業者。次号において同じ。）に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊しようとする者が著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

2③ 法第5条第1項第1号（特定感染症の患者等）や同項第3号（営業者への要求）を理由に宿泊を拒んだときに理由等を記録する方法（改正法附則第3条第2項の「厚生労働省令で定める方法」）関係

関連する条文

■ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年六月一四日法律第五二号）附則

第三条（略）

2 営業者（新旅館業法第三条の二第一項に規定する営業者をいう。）は、当分の間、新旅館業法第五条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することを理由に宿泊（旅館業法第二条第五項に規定する宿泊をいう。次項において同じ。）を拒んだときは、厚生労働省令で定める方法により、その理由等を記録しておくものとする。

3（略）

■ 改正後の旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)

第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。

二（略）

三 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

四（略）

2③ 協力要請と宿泊拒否の留意点関係

関連する条文

■ 改正後の旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）

第三条の五（略）

2 営業者は、旅館業の施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない。

第四条の二（略）

2・3（略）

4 宿泊しようとする者は、営業者から第一項の規定による協力の求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第五条 営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。

二 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。

三（略）

四 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

2 営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。

■ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年六月一四日法律第五二号）

附則

第二条 政府は、第一条の規定による改正後の旅館業法（以下この条及び次条において「新旅館業法」という。）第四条の二第一項の規定による協力の求め（同項第三号に掲げる者にあつては、当該者の体温その他の健康状態その他同号の厚生労働省令で定める事項の確認に係るものに限る。）を受けた者が正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について、旅館業（旅館業法第二条第一項に規定する旅館業をいう。次項及び次条第三項において同じ。）の施設における特定感染症（新旅館業法第二条第六項に規定する特定感染症をいう。）のまん延防止を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2・3（略）

2③ 協力要請と宿泊拒否の留意点関係

関連する附帯決議（衆・参）

- 一 旅館業の営業者が感染防止対策への協力を求める場合は、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性及び内容を判断するよう、適切に指導すること。
- 五 旅館業法第四条の二第四項の正当な理由については、宿泊しようとする者の置かれている状況等を十分に踏まえた上で、協力の必要性の有無及び協力の内容について適正性・公平性が図られるよう、柔軟に幅広く解釈・運用すべきであることを営業者に周知すること。また、営業者の実施した協力の求めの内容等について適切に把握し、その適正性・公平性を確認すること。
- 九 本法附則第二条第一項に基づき、正当な理由なくこれに応じないときの対応の在り方について所要の措置を講ずるに当たっては、今回の修正があったことを受け止め、患者・障害者の差別助長防止に配慮し、まずは宿泊拒否事由の拡大以外の事項の検討を行うこと。

関連する国会質疑（法第4条の2第4項関係）

■令和5年5月26日 衆・厚生労働委員会

- 宮本徹委員 仮に五条二号が削除された場合は、正当な理由なく四条の二の協力の求めに応じない場合でも、そのことによって宿泊の拒否はできないということを確認したいと思います。あわせて、四条の二の第四項違反を理由に法案五条三号の違法行為をするおそれがあると認められるときとみなして宿泊拒否することもできない、このことを確認しておきたいと思います。
- 佐々木政府参考人 お答えいたします。仮に御指摘のような修正がなされた場合には、宿泊しようとする者が改正後の旅館業法第四条の二第一項による感染防止対策への協力の求めに応じないことをもって宿泊を拒否することはできなくなるものと考えております。
- 宮本徹委員 五条三号を迂回してのやり方もできないということを確認させていただきました。

■令和5年6月6日 参・厚生労働委員会

- 川田龍平委員 四条の二第四項では、四条の二第一項各号の協力の求めに対して、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならぬと規定しています。この規定は、法的義務ではなく、あくまでも法的拘束力のない責務規定であると考えますが、いかがでしょうか。
- 加藤厚生労働大臣 今御指摘の規定については、宿泊しようとする方は、旅館業の営業者から感染防止対策への協力の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならぬとされており、この規定を設けるのは、旅館業の営業者には旅館業法により宿泊拒否に制限が掛かっている中で、旅館業の施設について宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならぬとの義務が課されており、当該義務を果たすためには、相応の法令上の根拠をもって宿泊者に対し感染防止対策への協力を求めることができるようになる必要があるためであります。

他方で、衆議院における修正によって、感染防止対策への協力要請に正当な理由なく応じない者に関する宿泊拒否事由の規定は削除されることとなっております。このため、宿泊する方が、しようとする方が、改正後の旅館業法第四条の二第四項の規定に違反した場合であっても、他の宿泊拒否事由に該当する場合を除いては、旅館業の営業者が宿泊を拒むことは認められず、また、同項の規定の違反に対し罰則等の規定が設けられているわけでもございません。

2③ 協力要請と宿泊拒否の留意点関係

関連する国会質疑（法第4条の2第4項、改正法附則第2条第1項関係）

■令和5年5月26日 衆・厚生労働委員会

○田中健委員 正当な理由について、（中略）宿泊客の、先ほど、状況や客観的な使用ということであったんですが、その内容や程度や年齢、天候、いろいろ、宿泊に対しては様々な環境があると思うんですけれども、さらに、宿泊施設の場所や状況や医療機関までの距離、移動方法等々の事情による、なかなか個別具体的な状況が異なる中で、このガイドラインを定めるのは難しいんじゃないかということ懸念しています。昨日の質疑の中であった、アルコールのアレルギーがあるから消毒は拒否できる、また、医療機関の時間外による診療を受けられないという場合とか、かなり具体的なことで定めると、もうこのガイドライン、幾つあっても足りないような思いであるんですけれども、この正当な理由に当たるかを事前に明確に定めることが、宿泊業者による要請内容の適正性、公平性というものを保てるのかということに懸念が残りますが、いかがでしょうか。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。委員御指摘のとおり、感染防止対策への協力要請に応じない場合の正当な理由については、これは、片方ではきっちり定めて、これによって、旅館、ホテルによってぶれないことも大事ですし、一方で、それぞれの旅館、ホテルの状況によりますし、何より、宿泊しようとする方の個別の事情というものがあるかと思えます。

そこで、私どもがガイドライン等で定めようとしているのは、先ほど例示していただいた、引用いただいたアルコールのアレルギーだとか、あと、マスクの場合におきましても、年齢の低い子供ですとか、障害がある等の理由により着用できない場合もある。さらには、受診を考えても、医療機関の逼迫や診療時間外によって医師の診察を受けられない場合もある。こういったことを、検討会を通してできるだけ列挙しようと考えておりますけれども、当然ながら全てを網羅することは困難ではございますけれども、一般的に考えられるケースにつきましては、できるだけこの中で網羅をしていきたいと考えております。

■令和5年6月6日 参・厚生労働委員会

○加藤厚生労働大臣 正当な理由に関しても、関係者による検討会で検討した上で策定する指針において、具体的にどのような場合が該当するのか、営業者が感染防止対策への協力を求めるに当たっては、宿泊しようとする者の、方の置かれている状況などを十分に考慮することが重要であること、協力を拒まれた場合に、営業者が正当な理由かどうか判断する際にも、協力を求めるときと同様に、宿泊しようとする方の置かれている状況などを十分に踏まえる必要があるといった旨について盛り込むことを考えております。

○田中健議員（修正案提案者）（前略）感染防止対策への協力の求めに正当な理由なく応じない場合に旅館業の営業者がどのような対応をすればよいのかという課題は引き続き残されているものと認識をしています。

そこで、その対応の在り方については、今後政府において検討し、必要な措置を講ずる旨の検討条項を設けるものとしています。

必要な措置の内容については政府が適切に決定するものと承知はしておりますが、その検討に当たっては、先ほど申し上げたような御懸念が払拭されるよう配慮することや、旅館業の施設の従業員や他の利用者の健康や安全を確保することなど、様々な事情が考慮され、まずは宿泊拒否事由の拡大以外の事項が検討されるものと考えております。

2③ 協力要請と宿泊拒否の留意点関係

関連する附帯決議（参）

七 旅館業の営業者が適切に対処するために必要な指針の策定に当たっては、宿泊しようとする者が特定感染症の患者等に該当した場合であっても医療機関等が逼迫しており入院調整等に時間を要するときは宿泊拒否ではなく感染防止対策への協力を求め個室等で待機させることが望ましいこと（中略）を明確にすること。

関連する国会質疑（法第5条第1項第1号関係）

■ 令和5年5月26日 衆・厚生労働委員会

- 宮本徹委員（前略）旅先で患者となった方が野宿せざるを得ない事態にならないように、医療機関が逼迫している場合などは宿泊拒否をせず、感染対策を取って客室で療養していただくことが基本である、このことを明確にすべきだと思いますが、いかがですか。
- 佐々木政府参考人 お答えいたします。その宿泊しようとする方が特定感染症の診断を受けた場合につきましては、まず、一義的には、感染症法に基づいて、保健所等の指示に従うこととなります。その際に、例えば、新型コロナウイルスのときにもありましたけれども、自宅での療養のような形の場合で、旅先の場合、ホテル、旅館が現実的にはそこが泊まれるところという場合につきましては、旅館、ホテルの御協力をいただきながら、もちろん動線ですとか換気ですとかに注意をいただくことにはなりますが、そのように御協力いただけるように求めてまいりたいと考えております。

■ 令和5年6月6日 参・厚生労働委員会

- 榎本政府参考人（前略）特定感染症（中略）につきましては、感染力や重篤性などに鑑みて感染症法上の類型に基づいて患者が入院、宿泊療養等の対象となり、原則医療機関等において必要な治療、療養を受けるべき状態であるということ、また、不特定多数の者が長時間同一の空間を共有して宿泊する際に宿泊者や従業員の間で蔓延するおそれがあり、罹患した場合の重篤性が高いこと、そして、旅館業の営業者に取りましては蔓延防止のために必要な業務が通常の宿泊サービスを超えて過大な負担となることなどを踏まえて規定することとしているものでございまして、特定感染症の患者などにつきましては、原則、都道府県等の確保する医療機関において必要な治療、療養を受けるべきものと考えているところでございます。

宿泊療養施設の基準

- 宿泊療養施設の基準は、感染症法施行規則第23条の7において定められており、宿泊療養者の滞在する区域を職員その他の者が作業を行う区域から明確に区別することその他の感染症のまん延を防止するために必要な措置が講じられていること、宿泊療養者が療養を行うために必要な設備及び備品を備えていること等が規定されている。また、宿泊療養施設の選定に当たっては、「適切に感染管理策を講じることができるかどうかという視点に加えて、効率的な運営の観点から、立地が偏在しないよう地域性を加味するほか、感染症指定医療機関を含めた入院医療機関との距離、室数の多いホテルや実際のオペレーションの体制確保（動線、ゾーニングなどのハード面のほか、人員などのソフト面を含む。）が容易なホテルとするなどの視点も重要と考えられる」とされている（新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設確保・運営業務マニュアル（第5版））。

2③ 協力要請と宿泊拒否の留意点関係

関連する国会質疑（法第5条第1項第4号関係）

■ 令和5年6月6日 参・厚生労働委員会

○ 佐々木政府参考人 条例で定めることができるのは、都道府県等が地域の实情に応じた事由を定めることができるように規定されております。一方、今回の法改正も含めてですけれども、法律で定めるということは、ある意味で全国で共通の場合について定めるものでございますので、厚生労働省令で定めるに当たっては、こうした全国の事例も踏まえ、その上で法律でやるべきものについて省令で定め、そして引き続き条例で定めることができる規定も残していきたいと考えております。

関連する条文

■ 日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

関連する裁判例

【徳島市公安条例事件の最高裁判決】

○ 条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによつてこれを決しなければならない。例えば、ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定は国の法令に違反することとなりうるし、逆に、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが併存する場合でも、後者が前者とは別の目的に基づく規律を意図するものであり、その適用によつて前者の規定の意図する目的と効果をなんら阻害することがないときや、両者が同一の目的に出たものであつても、国の法令が必ずしもその規定によつて全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の实情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間にはなんらの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じえない。

【福岡高裁（昭和58年3月7日）判決】

○ 旅館業法が旅館業に対する規制を前記（※法第3条第1項）の程度に止めたのは、職業選択の自由、職業活動の自由を保障した憲法22条の規定を行旅したものと解されるから、条例により旅館業法より強度の規制を行うには、それに相応する合理性、すなわち、これを行う必要性が存在し、かつ、規制手段がその必要性に比例した相当なものであることがいずれも肯定されなければならない、もし、これが肯定されない場合には、当該条例の規制は、比例の原則に反し、旅館業法の趣旨に背馳するものとして違法、無効になるというべきである。

2 ③ 協力要請と宿泊拒否の留意点関係

地方自治体の条例等における規定

- 現行の旅館業法第5条第3号に基づく条例上の宿泊拒否事由の規定状況は、以下のとおり（令和5年4月厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課調べ（※1））。

宿泊拒否事由	規定のある自治体数 （157保健所設置自治体 中）（※2）
① 泥酔、言動が著しく異常等で他の宿泊者に迷惑を及ぼす（おそれがある場合を含む）	146
② 身体、衣服等が著しく不潔で、衛生保持に支障又は他の宿泊客に迷惑を及ぼす（おそれがある場合を含む）	50
③ 旅館業法第6条違反（※3）	27
④（明らかに）支払能力がない	16
⑤（宿泊を拒む）正当な事由がある	13
⑥ その他（※4）	18

（※1）各自治体HPでの公表情報に基づく調査であり、実際の数値と異なる可能性がある。

（※2）宿泊拒否事由を定めていない自治体は、4自治体。

（※3）「宿泊者名簿の記載事項について請求があっても告げない」、「氏名等を告げない」、「宿泊者名簿への記入を拒んだ」等

（※4）「挙動不審と認められる」、「異常な挙動又は言動がある」、「著しく迷惑を及ぼす言動をし、営業者の制止をきかない」、「会員制度の寮等であって会員以外の宿泊申込がある」、「宗教関係の宿泊施設であって信徒以外の宿泊申込がある」、「通常的时间外に宿泊を申し込まれた」、「営業者が休業中」、「暴力団員である（と認められる）」、「宿泊に関し暴力的に要求行為が行われた」、「合理的な範囲を超える負担を求められた」、「合理性が認められる範囲内において、宿泊者の制限を行う」等

3① 差別防止の更なる徹底関係

関連する附帯決議（衆・参）

- 十 旅館業の営業者と宿泊しようとする者が混乱することなく対応できるよう、本法による旅館業法の改正の内容及び指針について、周知徹底すること。
- 十一 旅館業の営業者に対し、差別防止のための研修教材の準備や研修を担う人材の育成等に対する支援を行うこと。また、旅館業の営業者の研修の実施の有無・内容等について、定期的に確認すること。さらに、営業者が従業員の就職時及び就職後も定期的に研修を行うように指導・助言すること。

関連する国会質疑（法第5条第2項、法第3条の5第2項関係）

■令和5年5月24日 衆・厚生労働委員会

○古屋範子委員 何がみだりに拒むことなのか、この判断基準を客観的に適切に選択することができるよう、研修を行っていただきたい。

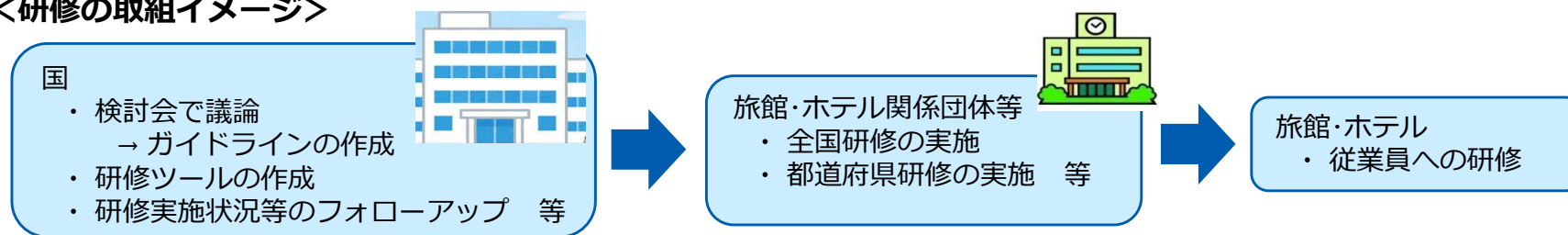
■令和5年6月6日 参・厚生労働委員会

○佐々木政府参考人 客観的な事実に基づく判断の方法に関しては、営業者が主観的な判断によって宿泊を拒むのではなく、例えば改正後の旅館業法第五条一項一号の特定感染症の患者について判断する際は、これは医師の診断の結果など、特定感染症の患者に該当するかどうかの報告内容に基づいて判断すること、また、先ほど来の三号の迷惑客について判断する際は、厚生労働省令で定める要求を繰り返している、こういう事実に基づいて判断することを求めたいと考えております。

○加藤厚生労働大臣 この法案では、旅館、ホテルの現場において適切なサービスが提供されるよう、従業員に対して必要な研修の機会を与えることを旅館業の営業者の努力義務とする規定を新たに設けることとしております。この研修を通じて、感染防止対策の適切な実施、また、過去の宿泊拒否事例も踏まえ、今回の改正が感染症患者等の不当な差別的取扱いにつながることをないようにすること、障害者等の特に配慮を要する宿泊者に対し、その状態や障害等の特性に応じた適切なサービスを提供できるようにすること等が図られるようにしたいと考えており、御指摘のような障害や症状を来す疾患等への理解を深めることも含めていきたいと考えております。

従業員の研修が充実したものになるよう、障害者団体から意見を聞くとともに、旅館、ホテルの関係団体にも御協力いただきながら研修ツールの策定等に取り組むとともに、研修の講師に障害者等の当事者を加える等の好事例の紹介や、旅館業の営業者による研修の実施の有無やその内容等についての定期的な確認、これらをしっかり行っていきたいと考えております。

<研修の取組イメージ>



3② 差別防止の更なる徹底関係

旅館業の振興指針(令和2年厚生労働省告示第52号)

第四一 1 (1)日常の衛生管理に関する事項

営業者は、従業員に対し、衛生管理を徹底するための研修会及び講習会を受講させ、衛生管理の手引の作成等による普及啓発を行うとともに、施設内における感染症の予防のため、発熱等の感染症が疑われる症状のある従業員に適切な対応を行うなど従業員の健康管理に十分留意するとともに、感染症が疑われる利用者への対応も含めた危機管理体制を整備することが必要である。

第三 2 (2)高齢者、障害者及び子育て世帯等への配慮

高齢化が進展する中で、シニア層向けのサービスの提供は、単に売上げを伸ばすだけでなく、地域社会が抱える問題の課題解決や地域経済の活性化にも貢献するものである。

また、障害者差別解消法において、障害者の社会参加の推進がますます求められていることを踏まえ、専門性や独自のこだわり等の特性を活かしつつ、高齢者や障害者等が利用しやすい設備の整備など、これらのニーズにきめ細かに応じたサービスの提供を積極的に行っていくことが求められるとともに、同法において、民間事業者は、障害者に対し合理的な配慮を行うよう努めなければならない(※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第56号。施行日は公布後3年以内の政令で定める日。))により「合理的な配慮をしなければならない。」に改正)、とされていることから、ソフト、ハード両面におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の取組が求められる。

また、子育て世帯が安心・安全にサービスを利用できるための配慮も合わせて求められる。

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」
令和5年3月14日閣議決定に基づき作成



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第8条第2項 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

※ 同項は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第56号。施行日は令和6年4月1日。))により「合理的な配慮をしなければならない。」に改正。